

## 新闻话语 “扭曲的国会”

最近，“扭曲的国会”这样一种说话不断地在新闻节目或报刊文章上出现。“扭曲的国会”，指的是众参两议院中的任意一个，作为在野党（非执政党）而占据了国会半数以上议席这样一种状态，也被称为众参执政在野党倒个儿。

在去年（2007年）7月举行的参议院选举当中，民主党获得了巨大的胜利，虽然执政党在众议院议席上仍旧保持着大多数席位，可是参议院议席却被以民主党为首的在野党占去了半数以上。由执政党提出的法案，因此而很难在国会上获得通过，国会“扭曲”了，于是这样一种说法便应运而生。

日本的国会分别由众议院和参议院两个议院组成（宪法第42条规定），这种机制又被称为两院制。两院制有以下几个长处：

- (1) 可以将国民方方面面的意见最大限度地反映到国会。
- (2) 一个议院所作出的抉择还要由另外一个议院来重新探讨，这样可以使法案的审议过程进行得十分谨慎。
- (3) 可以对一个议院的过度行为进行抑制（遏制）；同时对其不足之处予以补充（增补）等等。

那么，国会要是变成“扭曲”的话，会出现什么样的情况呢？首先，由于占据众议院和参议院多数议席的党派不同，因此，需要在两院审议通过的法案就有可能比以往大幅度地减少（比如说A法案虽然在众议院议会上得以讨论通过，可是在参议院议会上却遭到否决。而B法案即使在参议院议会上获得通过，然而却有可能在众议院议会上被否决）。

过去安倍内阁麾下的两院曾经多次采取强行表决的办法，致使由执政党（自民党与公明党）提出的法案得以通过并成立，可是今后要

## ニュースのことば「ねじれ国会」

最近、「ねじれ国会」ということばがニュースや新聞などによく登場しています。「ねじれ国会」とは、衆参両院のいずれかで野党（政権を担当していない政党）が過半数を占める状況の国会をいい、衆参与野党逆転などとも呼ばれています。

昨年（2007年）7月の参院選で民主党が大勝したことで、衆議院はこれまでどおり与党が多数を維持しているものの、参議院は民主党を始めとする野党勢力が過半数を占めるようになりました。国会で政府与党による法案の成立が困難になってきており、国会に「ねじれ」が生じた、ということから、こう呼ばれるようです。

日本の国会は、衆議院と参議院の二つの議院から成り立っており（憲法第42条）、このしくみを二院制といいます。二院制の利点としては、

- (1) 国民の様々な意見をできるだけ広く反映させることができる
- (2) 一つの議院の決めたことを他の議院がさらに検討することによって審議を慎重に行える
- (3) 一つの議院の行き過ぎを抑えたり（抑制）、足りないところを補ったり（補完）できることなどがあります。

「ねじれ国会」になるとどんなことが起きるのでしょうか。まず、衆院と参院で多数派が異なるため、両院で可決される法案が以前と比べて格段に少なくなる可能性があります。（法案Aは衆院で可決されても、参院で否決。法案Bは参院で可決されても、衆院で否決となる可能性がある、という意味です。）

前安倍内閣の下では与党（自民党と公明党）が何度も強行採決を行い法案を成立させてき

再这么做将会变得很困难。

为了使国家的运营能够得到顺畅无碍的进行，宪法授予了“众议院优先权”。当预算案以及条约的议决・批准等等议事，30天以内无法在参议院通过表决的话，那么众议院所做出的议决将自动代表国会的意识。但是宪法规定普通法案的审议与表决，当参议院在“60天以内不做表决的话，则需要获得众议院三分之二以上的赞成票后方能进行再议决”。因此，在与印度洋上的海上自卫队给油活动有着密切关系、围绕新型反恐政策特殊措施法案的审议上，是否起用“三分之二以上”这一权限，就格外地受到人们的关注。

此次国会，虽然众参两院因“扭曲”而在执政党和在野党之间出现了激烈的攻防战，然而还是通过了21条法案并批准了2项议案(截止到12月14日)。遗华孤儿支援法修改法案的成立便是其中之一。看来，经过两次党代表会谈之后，福田首相和民主党领袖小泽这两个人，已经使“要确实实地协议和磋商那些与国民生活有着直接关联的法案”这一规则扎下了根。

此次国会，多次采用了执政党、在野党双方在提出各自的法案之后，交由自民、公明以及民主三个政党的委员会理事共同成立的众参合同协议机关来对各个法案进行修改，并由委员长再次提交这一办法。获得成立的第一号法案，即受灾居民生活重组支援法修改法案，便将向地震灾区居民重建家园时发放的补助金额一项划为执政党法案，同时，也采纳了民主党提出的、在法案实施以前对一部分灾害进行救济的框架。另外，在最低报酬法修改法案以及厚生年金保险金支給特例法案等的审议上，也采取了相同的方法。由于临时国会再次延长了一个月，因此，以超过一日元的收据都必须公开为核心的政治资金调整法修改法案，以及肝炎对策基本法案都可望获得通过并成立。(Y・T)

ましたが、今後はこのようなことが容易にはできなくなります。

憲法は国家運営に大きな支障がでないよう、「衆議院の優先権」を認めています。予算や条約の議決・承認については、参院が30日以内に採決しない場合、自動的に衆議院の議決が国会の意思となります。しかし、一般の法案の成立については、参院で「60日以内に採決しない場合、衆議院で3分の2以上の賛成を得て再議決」することが必要となります。インド洋での海上自衛隊の給油活動に絡む、新テロ対策特別措置法案をめぐる、この「3分の2以上」という手段を使うかどうか注目がされています。

衆参ねじれにより激しい与野党攻防が続く今国会ですが、既に21本の法案と2つの承認案件が成立しています(12月14日現在)。改正中国残留邦人支援法の成立もその一つです。

「国民生活に直結する法案は与野党でしっかり協議していく」というルールは、福田首相と民主党の小沢代表の2度にわたる党首会谈後に定着してきたようです。

今国会では、与野党双方が独自法案を提出後、自民、公明、民主の3党各委員会理事が衆参合同協議機関を設けて修正し、委員長提案で再提出する手法が多く取られました。成立第1号となった被災者生活再建支援法の改正は、地震被災者が住宅を再建する際の補助額は与党案とする代わりに、法施行前の一部位災害を救済する民主党案の枠組みも採用されました。最低賃金法改正案や、厚生年金保険料給付特例法案などでも、同様の手法が取り入れられました。臨時国会が1カ月再延長されたため、1円以上の領収書公開を柱とした政治資金規正法改正案や肝炎対策基本法案も成立する見通しとなっています。(Y・T)